

## Ⅰ 6-2 検定対象機械器具等と表示

### 1 検定の効力

消防用機械器具等のうち検定対象機械器具等は、型式適合検定に合格したもの、すなわち検定合格証の貼付（印刷、刻印のものもある。）されたものでなければ、販売し、又は販売の目的で陳列してはならず、また、検定対象機械器具等のうち消防の用に供する機械器具又は設備は、型式適合検定合格の表示が付されているものでなければ、その設置、変更又は修理の請負に係る工事に使用してはならないこととされている。ただし、特殊消防用設備等の部分であるもの、輸出されるもので総務大臣の承認を受けたもの又は船舶安全法若しくは航空法の規定に基づく検査若しくは試験に合格したものは除かれている。

### 2 検定実施機関

検定対象機械器具等が規格省令に適合しているかどうかの試験は、日本消防検定協会又は登録検定機関が行うこととされており、この検定試験には、次のものがある。

- (1) 型式承認に係る試験・・・ 検定対象機械器具等の型式に係る形状等（標準設計仕様にあたるもの）が、規格省令に適合しているかどうかの試験をいう。

なお、試験結果は検定実施機関より申請者に通知され、申請者はこの通知書を添えて、総務大臣に型式承認を申請し、総務大臣が承認する。

- (2) 型式適合検定・・・・・・・・ 総務大臣が承認した型式どおりに製品が製造されているかどうかの検査をいい、製造工場等における立会い又はデータ審査により実施される。

なお、合格品には合格表示が行われる。

### 3 検定対象品目

検定対象機械器具及び表示等は、次表のとおり。

種類	規格省令の名称	表示の様式
消火器	消火器の技術上の規格を定める省令	 —10ミリメートル—
火災報知設備の感知器又は発信機	火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令	
火災報知設備又はガス漏れ火災警報設備に使用する中継器	中継器に係る技術上の規格を定める省令	
火災報知設備又はガス漏れ火災警報設備に使用する受信機	受信機に係る技術上の規格を定める省令	
金属製避難はしご	金属製避難はしごの技術上の規格を定める省令	
緩降機	緩降機の技術上の規格を定める省令	 —12ミリメートル—
消火器用消火薬剤(二酸化炭素を除く。)	消火器用消火薬剤の技術上の規格を定める省令	 —15ミリメートル—
泡消火薬剤(水溶性液体用泡消火薬剤を除く。)	泡消火薬剤の技術上の規格を定める省令	
閉鎖型スプリンクラーヘッド	閉鎖型スプリンクラーヘッドの技術上の規格を定める省令	 —3ミリメートル—
スプリンクラー設備、水噴霧消火設備又は泡消火設備に使用する流水検知装置	流水検知装置の技術上の規格を定める省令	 —8ミリメートル—
スプリンクラー設備、水噴霧消火設備又は泡消火設備に使用する一斉開放弁(内径が300mmを超えるものを除く。)	一斉開放弁の技術上の規格を定める省令	
住宅用防災警報器	住宅用防災警報器及び住宅用防災報知設備に係る技術上の規格を定める省令	